		給水	装置	置 廃	止	申	込言	<u> </u>		
	給水装置場所	蟹江町								
	上記給水装置場所	听の給水を	<u>令和</u>	年	月	日	から	廃止	してください	0
							令和	年	月	日
	給水装置所有者									
	住 所									
	氏 名									
	電話番号									
				※本	人の署	名また	とは記名技	押印をして	てください。	
	蟹江町水道事業		t							1
	蟹江町長	殿								
提出者	□所有者 □親族(所有者との 続柄) 口そ	の他	()
	住所 口給水装置場所	行に同じ								
	氏名			電話	括番号					
※ 1	給水装置廃止申込書は、	、現在所有して	こいる水道	道の権利を	放棄す	⁻ る書類	類です。	裏面の「糺	給水装置廃止確約	り書」を必

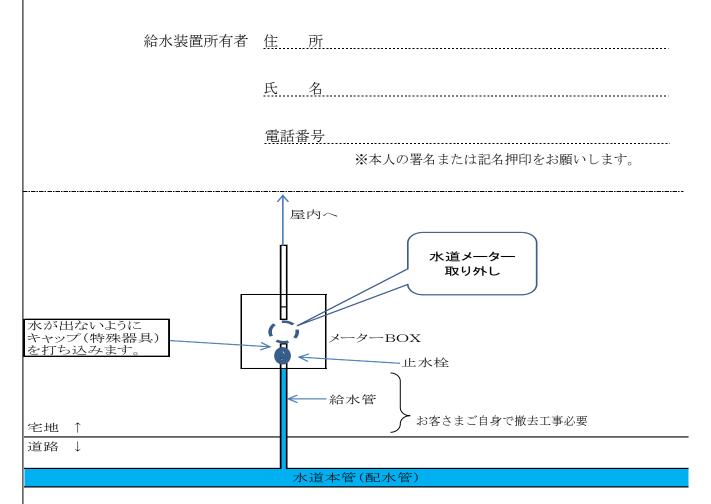
- ずご確認のうえ、ご提出ください。廃止の施工が完了しますと取下げできません。
- ※2. 署名による記入のみ押印は不要です。ゴム印や印字等の記名の際は押印が必要となります。
- ※3. 給水装置所有者の欄には、本人の署名または記名押印をお願いします。届出される方が給水装置所有者以外の方 の場合、提出者欄への署名または記名押印もお願いします。
- ※4. 1件につき100円の手数料が必要となります。ご提出される方の本人確認が出来るもの(下記、本人確認書類 参照)のご提示が必要です。確認が出来ない場合は、受付が出来ないのでご注意下さい。
- 郵送の場合は、手数料分の郵便定額小為替(普通郵便で現金を送付することはできません。)と提出者の本人確 **※** 5. 認が出来るもの(下記、本人確認書類参照)の写しを同封してください。
- ※6. 給水装置廃止申込書の"控え"が必要な場合は、職員にお伝え下さい。写しをお渡しします。

口径・メーター番号/指示値/検定年月	
	(本人確認書類) 健康保険証・年金手帳 預金通帳・キャッシュカード クレジットカード・診察券等
受付 施 入 確認	個人番号カード・運転免許証 身体障害者手帳・パスポート 在留カード等 蟹江町水道事業 電話 0567-95-3636

給水装置廃止確約書

給水装置を廃止するにあたり、担当者より廃止の説明を受けましたので、下記事項について確約いたします。 (※郵送でのお取り扱いの場合は、同封した書面をもって説明を受けた事とします。)

- ① 既存の建物の取り壊しが決まった時、または更地の土地は、官民境界までの給水管を撤去します。
- ② 給水装置所有者の都合により、撤去工事を行わないことで生じる問題等においては、当方の責任において処理し、貴水道事業には一切ご迷惑をおかけいたしません。
- ③ 売買等で第三者にその土地(建物)を譲渡する場合は、この確約書を継承させます。



※宅地(民地)以降の給水管は、お客さまの財産であるため、お客さまに撤去工事をお願いしています。お客 さまにて蟹江町指定給水装置工事事業者に工事をご依頼頂き、費用の負担やその対応をする必要がありま す。

【 撤去工事を行わないことで考えられる問題 】

- ・経年劣化等により、宅地内に設置されている止水栓(バルブ)等で漏水する。
- ・解体工事などで給水管を傷つけ水が噴き出す。
- ・売買契約後、廃止処理されていない給水管があることが判明し問題となる。